

様式5

申請手数料算定表
□建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請
□建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請

申請手数料

区分			住宅部分				非住宅部分				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
			適合証等なし			適合証等 あり	適合証等なし		適合証等 あり		
A 戸建	～ 200 m ² 未満	200 m ² ～	誘導 仕様基準 ^{※1}	誘導仕様・ 計算併用法 ^{※2}	その他 の場合		モデル 建物法 ^{※3}	その他 の場合			
			6,900	20,000	27,000	37,000	—	—	—		
B			7,400	22,000	30,000	42,000	—	—	—		
			～ 300 m ² 未満	12,000	37,000	52,000	74,000	12,000	93,000		
			300 m ² ～ 1,000 m ² 未満	28,000	66,000	90,000	126,000	22,000	119,000		
			1000 m ² ～ 2,000 m ² 未満	66,000	126,000	164,000	222,000	35,000	158,000		
			2,000 m ² ～ 5,000 m ² 未満	103,000	181,000	230,000	310,000	103,000	264,000		
			5,000 m ² ～ 10,000 m ² 未満	165,000	328,000	437,000	604,000	198,000	563,000		
			10,000 m ² ～ 25,000 m ² 未満	234,000	533,000	738,000	1,045,000	239,000	339,000		
			25,000 m ² ～ 50,000 m ² 未満	368,000	940,000	1,340,000	1,923,000	352,000	689,000		
			50,000 m ² ～					644,000	823,000		
									1,187,000		

【一戸建ての住宅の場合】

		床面積 ^{※4} の合計		表適用欄	金額	備考
適合証等あり			m ²	①-A	円	
適合証等なし	誘導仕様基準		m ²	②-A	円	
	誘導仕様・計算併用法		m ²	③-A	円	
	その他の場合		m ²	④-A	円	

【一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅等）の場合】

		床面積 ^{※4} の合計			表適用欄	金額	備考
		ア延べ面積	イ除外面積 (共用部分等)	ア-イ			
適合証等あり		m ²	m ²	m ²	①-B	円	
適合証等なし	誘導仕様基準	m ²	m ²	m ²	②-B	円	
	誘導仕様・計算併用法	m ²	m ²	m ²	③-B	円	
	その他の場合	m ²	m ²	m ²	④-B	円	

【住宅建築物以外（非住宅建築物・複合建築物）の場合^{※5}】

		床面積 ^{※4} の合計			表適用欄	金額	備考
		ア延べ面積	イ除外面積 (共用部分等)	ア-イ			
住宅部分	適合証等あり	m ²	m ²	m ²	①-B	円	
	誘導仕様基準	m ²	m ²	m ²	②-B	円	
	誘導仕様・計算併用法	m ²	m ²	m ²	③-B	円	
	その他の場合	m ²	m ²	m ²	④-B	円	
非住宅部分	適合証等あり			m ²	⑤-B	円	
	モデル建物法			m ²	⑥-B	円	
	その他の場合			m ²	⑦-B	円	
計		m ²	m ²	m ²		円	

【建築基準関係規定に係る審査の申出等の有無^{※6}】

建築基準関係規定に係る審査の申出	有・無		
------------------	-----	--	--

- ※1 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- ※2 誘導仕様・計算併用法とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- ※3 モデル建物法とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- ※4 床面積は、申請に係る部分の床面積を算定する。変更認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合、変更に係る部分の床面積を算定する。共同住宅等において共用部分の一次エネルギー消費量を評価しない場合、共用部分は床面積の合計には含めない。
- ※5 複合建築物の場合は、住宅部分と非住宅部分の手数料額を合算する。
- ※6 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料額を加算する。
- ※7 性能向上計画認定に法第29条3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、1の建築物ごとに手数料額を算出した額を加算する。